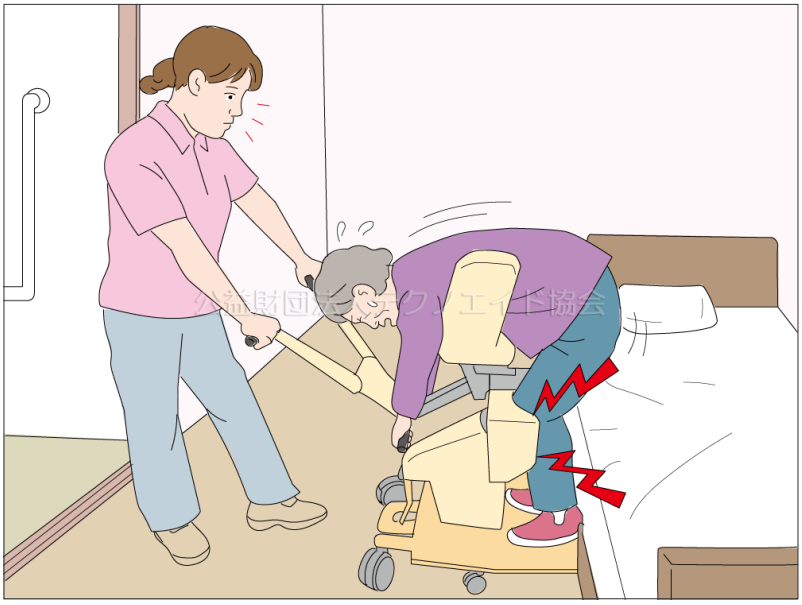
福祉用具ヒヤリハット情報

Case：431

本人の膝の状態を確認せずにスタンディングリフトを利用し、膝を痛めそうになる

場面の説明

移乗介助で、伸ばすことができない膝の状態を確認せずに介助者の自己判断で立ち上がらせたところ、無理に伸ばしてしまい怪我をさせそうになる



利用シーン	移乗
主な利用場所	寝室
介護保険の種目	移動用リフト（つり具の部分を除く）
分類コード(CCTA95)	123606(台座式床走行リフト)
介護テクノロジー	移乗支援（非装着）
二次元バーコード	

解説

スタンディングリフトは一般に「お皿」と言われる膝蓋骨の下を固定し腋下などを持ち上げる構造で、移乗の際に膝の伸展を伴います。特に任意の位置でロックができない機種では、利用者個々の膝の状態に応じた調整ができない場合があるため、使用前に膝の伸展に制限がないか確認が必要です。スタンディングリフトは、電動・手動、ベルト使用の有無、サポートの位置（胸側・背中側）など特徴や適応が多様なため、正しく理解して活用しましょう。

参考要因

人：介護者がほかの利用者での使用経験だけで判断し使ってしまった
人：膝に負担があり禁忌の場合もあることを理解していなかった
モノ：膝の伸展に合わせて途中でロックできる機種ではなかった
管理：誰にどの機器を使い、どのように介助するのかが職員個人の判断に任されていた
管理：療法士などの専門職が事前に用具の適用を評価するルールが無かった

Copyright 2000-2012 Association for Technical Aids, Inc. All rights reserved.